

君津中央病院企業団議会 平成20年9月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成20年8月15日をもって平成20年8月25日午前10時に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 石井量夫、3番 服部善郎、4番 藤井 修、5番 大瀬 洋、6番 武次治幸、7番 平野良一、8番 小林新一、9番 平野和夫、10番 小野光正、11番 福原孝彦、12番 鈴木啓二郎

欠席議員

なし

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課主幹 内山輝雄、総務課主査 亀田陽一郎

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 鈴木征二、監査委員 福島隆光、病院長 鈴木紀彰、

事務局長 後藤秀一、事務局次長 三沢秀俊、事務局次長 元木貞雄、経営企画室長 鶴岡幸夫、総務課長 吉堀正廣、財務課長 小河原茂之、管財課長 鈴木敏雄、医事課長 山崎博史、副院長 田中 正、副院長 柴光年、

学校長 磯部勝見、分院長 田中治実、医務局長 氷見壽治、地域医療センター長 岡 陽一、医療技術局長 土屋俊一、看護局長 齋藤セツ子

医務局理事 須田純夫

4 会議に付した事件は次のとおりである。

・認定案第1号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることに

ついて

(補足説明、質疑、討論、採決)

・議案第1号 未処理欠損金の処理について

- (質疑、討論、採決)
- ・ 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改
正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 3 号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定
について
(質疑、討論、採決)
 - ・ 議案第 4 号 公益法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定につ
いて
(質疑、討論、採決)
 - ・ 報告第 1 号 平成 19 年度資金不足比率の報告について
-

(午前 10 時 00 分開会)

<議長>

では、皆さん、こんにちは。

公私共にお忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、平成 20 年 9 月

君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで、福山企業長から招集のごあいさつがあります。

福山企業長。

<企業長>

それでは、開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

さて、企業団の、まず経営の現況でございますが、4 月から 6 月の 3 カ月の 1 日平均入院患

者数が、本年度予定数 570 名に対し、522 名と落ち込みまして、6 月末で 2 億 4,000 万

円、7 月末では 2 億 5,800 万円の赤字でございます。しかし、7 月 1 カ月間の実績では

555 名とようやく持ち直してまいりまして、赤字も 1 カ月間では 1,800 万円まで縮小し

てまいりました。

さて、8月に入りましてからの入院患者数は、事業予定数の570名にこそ達しておりますが、7月の水準を上回っておりますので、8月はようやく1カ月間の状況で黒字になるのではと期待しているところでございます。

厳しい状況ではありますが、引き続き人材確保に取り組み、医療の質と安全の向上を図りながら、本年度の事業予定達成を目指して経営に当たってまいります。

さて、本定例会では、平成19年度の決算認定案、欠損金の処理案及び条例の制定案、合わせて5件の議案、1件の報告を提出させていただいております。よろしくご審議いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

<議長>

続いて、監査委員から、地方自治法第235条の2の規定により、例月出納検査の結果につ

いて報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元の日程表のとおりで、日程表に基づき進行いたします。

日程第1 会期の決定について

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

企業団議会会議規則第93条の規定により、議長において3番 服部善郎議員及び5番 大瀬洋議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程

<議長>

日程第3、議案の上程を行います。

本日上程の議案は6件です。

朗読については省略しますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

初めに、認定案第1号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求める

ことについてでございます。病院事業の事業量は、本・分院合わせて、入院延べ患者数21万

4,834人、外来延べ患者数39万9,747人でありまして、収支決算は、本・分院収益

155億7,308万3,032円、本・分院費用156億4,777万5,298円で、

7,469万2,266円の経常損失でございました。これに看護師養成事業収支及び特別損

益を加えまして、企業団2年目の平成19年度決算は純損失1億5,350万8,126円で

ございました。監査委員の審査意見を添えまして、議会の認定に付すものでございます。

議案第1号 未処理欠損金の処理については、ただいま申し上げました平成19年度決算の

純損失、すなわち未処理欠損金を、企業団に財政調整積立金3億1,000万円余りがござい

ますので、地方公営企業法関係法令に定めるところにより、その一部を用いまして処理しよう

とするものでございます。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の改正に伴い、引用条文を整理するとともに、文言整備等、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第2号同様、地方自治法の改正に伴い、引用条文の整備、及び「議員報酬」という名称の規定をするとともに、文言整備等、所要の改正をしようとするものでございます。

最後に、議案第4号 公益法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い、条文を整理するとともに、文言整備等、所要の改正をしようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終了したので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

認定案第1号及び議案第1号は関連性がございますので、一括議題とします。事務局の補足説明を求めます。

後藤事務局長。

<事務局長>

認定案第1号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて、及び議案第1号 未処理欠損金の処理について、補足説明させていただきます。

お手元の資料、別冊、「平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計決算及び事業報告書」によりご説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。損益計算書でございます。

本院事業の損益は、5ページの1、医業収益から、6ページの上段、9、看護師養成事業費用までの合計で、赤字2億2,796万9,567円でございます。

大佐和分院事業の損益は、6ページの1、医業収益から6、特別損失までの合計で、黒字で7,446万1,441円でございます。

次に、7ページをお開きください。

4番の未処分利益剰余金、(3)当年度純損失の欄ですが、企業団全体では1億5,350万8,126円の赤字となっております。この欠損金につきまして、その上段、3、財政調整積立金、(5)当年度末残高3億1,164万9,331円の一部を取り崩して補てんしようとするものでございます。

この処理案につきましては、9ページをごらんいただきたいと存じます。欠損金処理計算書

(案)でございます。19年度の欠損金1億5,350万8,126円を財政調整積立金を同額取り崩すことにより、処理しようとするものでございます。

次に、12ページをお開きください。平成19年度の事業報告書でございます。

概況でございますが、地方公営企業法を全部適用した君津中央病院企業団として2年目となり、地域の基幹病院として、患者様本意の医療に心がけ、救急医療、高度・特殊医療等を実践したところでございますが、医師不足の影響等により患者数の激減など、非常に厳しい状況でございました。

収益的収支状況、資本的収支状況、利用患者数につきましては、(イ)から(ハ)に記載のとおりでございます。

13ページ、14ページをごらんいただきたいと思っております。(2)は議会議決事項の一覧、

(3)は許認可事項の一覧でございます。

15ページをごらんください。(4)として、職員数の状況でございます。

16ページは、工事等の状況でございます。

次に、17ページをお開きください。業務に関する事項として、施設の利用者数、事業収入及び事業費用等の状況でございます。

次に、18ページから20ページまでは、重要契約といたしまして、主な物品購入契約等の一覧でございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと思っております。(2)として企業債等の状況、(3)として、その他の重要事項でございます。

また、22ページ以降は決算附属書類でございます。

以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

補足説明は終わりました。

続きまして、監査委員の審査意見を求めます。

鈴木征二監査委員。

<代表監査委員>

それでは、決算審査の意見について述べさせていただきます。

別冊の資料がございますので、その1ページをお開きいただきたいと思いま

す。

第1が審査の対象。

第2が審査の期間ということで、7月10日から8月8日まで実施いたしました。

第3の審査の方法でございます。決算審査に当たっては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、企業長から審査に付された決算諸表及び関係諸帳票を調査照合するとともに、

企業長、病院長、事務局長及び関係職員の説明を求めて実施いたしました。

特に、決算書及び関係書類が地方公営企業法並びに関係規定に準拠して処理されているか。

事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿

って適正かつ効率的に行われているか。また、事業の経営管理は、地方公営企業法の基本原則

である経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう経営されたかに留意し、定例監

査及び例月出納検査の結果をも踏まえて審査を行いました。

第4の、決算の概況につきましては省略させていただきます。

そのうちの3ページが決算報告書、5ページは資本的収支の状況、7ページが損益計算、8

ページが貸借対照表。

9ページから申し上げます。

第5、審査の結果、決算書及び決算関係書類についてはどうだったか。審査に付された決算

報告書及び財務諸表等の決算関係書類は、関係法令に準拠し、会計の原則に基づき作成され、

平成20年3月31日現在における決算状況及び経営成績が適正に表示され、その目的に沿っ

て運営されているものと認められました。

2、事業の経営成績について。

本院事業につきましては、19年度と前年度の比較を入院、外来別に表示してあります。その中で①に記載してありますとおり、前年度と比較し、入院、外来とも患者数が減少している、これは大部分の診療科が減少しておりました。特に大きく減少している診療科は、下の表のよう
に泌尿器科、眼科、産婦人科、呼吸器科、総合診療科、内分泌代謝科、神経内科等でございます。その主な理由につきましては、その表の右端に掲げてございます。一方、患者数を大きくしている診療科は、一番下の表にございますように、皮膚科、内科、循環器科、外科等で、その主な理由につきましては記載のとおりでございます。

10ページの分院事業でございます。入院、外来のそれぞれの患者数につきまして表記してあります。その中で①前年度と比較し、入院患者の増加は内科と眼科であります。②外来患者は、眼科、内科などが増加したものの、整形外科、泌尿器科、外科等が減少しています。

損益計算でございます。一番下の欄にございますように、構成市の負担金は収益的収支のみで、資本的収支はなく、本院事業と看護師養成事業で前年度と同額の17億円でございますけれども、分院事業につきましては繰り入れはしていませんでした。

次に、11ページをお開きいただきたいと思っております。

上から5行目に、3、財務状況について記載してあります。資産においては、未収金の年度末残高は23億7,481万円でありました。患者負担金の未収金は年々増加傾向にあり、次のとおり過年度分が非常に多くなっています。このため、前年度の監査報告で「未収金の徴収対策を抜本的に見直すことと、未収金を増加させないための対策が必要である」との意見を述べた結果、その対策として事務処理、事前処理と事後処理対策について職員一丸となって努力している形跡が見られました。

しかし、未収金の回収については、回収不能分の9,801万7,000円が損失として処理されていることは問題であると思っております。

一番下の欄に、資本についての借入資本金の状況が掲げてあります。企業債は、昭和52年から平成5年まで、看護師宿舎、診療録管理棟等の整備のために、また平成11年度から新病院建設に係る借入金で、その償還のピークが平成19年度となっています。

次の12ページの④に剰余金について掲げてあります。

その中段から下に、4、建設改良事業について記載してあります。

最後の経営分析についてであります。これにつきましては、各種指標を見ながら、それぞれ前年度と比較したものが最後の表になっています。

次の13ページの②が本院事業、③が分院事業の状況を書いてあります。④が看護師養成事業であります。

次の14ページが6、事業全般の総括であります。その枠内に掲げてありますように、国の医療費抑制策や医師・看護師不足、医療機関の全国的な問題など厳しい医療環境の中で、君津地域4市の公的基幹病院として地域医療の果たすべき役割を認識し、経営努力している姿が見られます。特に、公立病院の使命である不採算医療を担う中で、7対1看護配置施設基準を取得し、収入増を図るとともに、内部管理経費の節減に努めるなど、経営組織挙げての取り組みが行われていることにつきましては、一定の評価はできます。

しかし、人件費その他の経費で、前年度より増額となっていることから、経営分析を徹底し、費用の節減に努め、より一層の財政の健全化を図る必要があります。

また、看護師養成事業では、平成19年4月から県内に公立看護学校2校が開校し、都市部の新設校に受験者が殺到した中で、前年度より減少したものの、定数の2倍を超える受験者を確保し、33人の卒業者を出しています。

病院事業の経営面では、7対1看護配置により1人当たりの入院診療費は増加したものの、本院では医師不足による患者数の減少が大きく響き、医業収入が大幅に減少し、前年度には純利益を上げたものの、平成19年度は純損失が生じています。このため、経済的、効率的な運営を追求し、より一層の経営改善に努める必要があります。

7番目が「結び」として、平成19年度は地方公営企業法の全部適用による事業経営を開始して2年目の年度であります。経営責任の明確化、意思決定の機動性・迅速性などについては一定の成果が見られます。しかし、本院事業においては2億2,797万円の赤字が生じており、分院事業の7,446万円の黒字があっても、事業全体では1億5,350万円の損失となっているため、より一層の経営の健全化を図る必要があります。

病院事業の中で医師の確保は最重要課題であります。当企業団では、医師確保のため従来から、関連大学との派遣交渉、専門医確保の公募、研修医の処遇改善等の対策を行い、さらに医師・看護師等の待遇改善を図ってきましたが、総医師数は前年度より減少しています。県内の自治体病院の状況を見ても、大変厳しい状況にありますが、当企業団において医師確保は喫緊の課題であるため、医師及び看護師確保対策を強力に推し進める必要があります。

15ページが最後になります。また、看護師確保についても、院内保育の開設、潜在看護師の掘り起こし、看護学校訪問、公募等を積極的に行い、7対1看護体制が整っていますが、医師確保対策と同様に、継続的に対策を講じる必要があります。

総括すれば、本院では医師不足による患者数の減少により、医業収入が大幅に減少し、地方公営企業法の全部適用による独立採算制は、経営努力だけでは困難な状況であります。このため、前年度には純利益を上げたものの、平成19年度は純損失が生じていることから、構成市の理解のもとに、一層の経営の健全化を図る必要があります。

また、患者サービスの向上や医療提供体制の整備・充実、経営環境の改善と効率性の追求に取り組んでいるところでありますが、継続的な対応を期待するものであります。

以上、監査報告をいたします。

<議長>

ご苦労さまでした。

説明及び審査意見が終わりました、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

今聞いていると、医師不足、看護師補足に対して非常に困るという意見でしたけれども、僕ら開業医というのは、医療法というのがあって、医者とか看護師の最低人間を決められているわけです、その病院にとっての。そうすると、ここで650床あるときの、医療法により本当に看護師さんは何人要るか、医者は何人要るか。確かに専門分野化して、ばらつきがありますけれども、調査のほう、要するに監査のほうでは全体の医者の数、看護師の数であって、どこに配置されているか問題ではないというふうに考えているものですから、参考程度に、医療法による650床に対する医者の数、それから看護師さんの数、ひとつ教えてください。

<議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

正確な数は後ほど資料を提出するようにいたしますが、医師が65名くらい、看護師が300弱であったと考えております。

直近の正確な数につきましては、19年10月1日現在の保健所によります医療監視のときの数字でございますが、医師が66.4人、看護師が276.1人でございます。

<議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

今聞いたように、医療法では医者の数は56人、ここでは90人ですかね。看護師さんが下が二百五、六十人と、ここで見ますと455人と。開業医にとっては、非常に恵まれた状況にあると言わざるを得ないと思います。

そういう人たちの有効利用、要するに、たしか数はもうそろっているんだから、これから雪崩現象みたいにして起こして医者が減ることもありますけれども、数はそろっているんで、そ

ういう人たちが本当に有効に配置されているかどうか問題ではないかと思えます。

例えば、もう一つ質問しますけれども、外来においての看護婦さんは一看護師さんですね、看護師さんは必要なかどうか、ひとつお答えしてください。

<議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

7対1を実施しますときに、大分病棟のほうに異動をさせましたけれども、やはり看護的な管理が必要な患者さんもおりますので、全くゼロにするということとはできないと、そのときも考えた次第でございます。

<議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

極論すれば、要するに外来においては看護師さんが必要ないということになりますよね。そういうことですか。

<議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

医療的な処置等は、クラーク、事務員等ではできませんので、医師を補佐し、いろいろな処置をするために看護師は必要であると考えております。

<議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

大体医療法でいう、僕らも監査に引っかかるときに、最低人数が看護師さんは二百五、六十人、医者が60人ですか、前にもずっと大昔に質問して、片海先生からお答えをいただいたことがあります。ですから、僕らは、66人と、それから看護師さんの二百五十何人で病院というのはやっているわけなんですよ。そうすると、ここに置いている人数というのは決して不足しているわけではないというふうに見ます。

それで、やっぱり配置がきちんと有効に配置されてない。有効にそれがちゃんとされてない

とか、そういうことに一つの問題があるのではないかと。要するに専門化したために、医者
配置が非常に偏りが見られる。そういうことで起こるのではないかと考えてお
ります。

ですから、もちろん看護師さんも必要だし、医者も必要ですけども、やは
り最低のところ
はそういう線にあるということを皆さん理解すればいいのではないかというふ
うに思っていま
す。

それから、人件費比率についてですけども、相変わらず59%、これは出
ていますよね。

そうすると50%を超えたら、どこの病院もみんなつぶれると再三再四言っ
ているんですけれ

ども、やはり59%。大分改善が見られるにかかわらず、まだ依然として5
9%。これをどう

したらいいかをやっぱり考えなければいけないと思います。

そのときにやっぱり、必要ではない職員というわけではないんですけども、
本当に必要な

人間はこれだけで、どうだと。そうすると、また薬剤師の問題が出ますけれ
ども、この病院に

とって、医薬分業していて、薬剤師は確かに病棟管理をしなければいけないと。
費用対効果か

ら見れば、薬剤師が各病棟に張りついていれば、それはいけないということ
ですけども、何

か無駄なような気がするんですよね。20人もいるということは。

だから、やはりこれをどうしたらいいのか。確かに20人の薬剤師さん、そ
れだけの費用対

効果を上げているかどうかについて、では、今後検討願いたいと思います。こ
れは要望で結構

です。

それから、人件費比率についてですけども、委託料の中に、まさか人を雇
った委託はない

でしょうね。お答えください。

<議長>

吉堀総務課長。

<総務課長>

ございません。

<議長>

石井勝議員。

<議長>

この前、人材派遣会社から人が入って、確かに百何人入っていましたよね。定員があつて、八百何人ですから、定員があつて、では、委託料でその分また別に充てれば、おかしいではな
いかと言ったんですけれども、今、吉堀さんの答えを聞いて、安心しました。確かに、ないわけですね。

そうすると、委託では決して人は雇ってないと、そういうふうにこちらは解釈します。

これは前の数年前に言ったときよりも改善したというふうに考えます。

それから、最後に意見として言わせてもらいたいと思うんですけれども、いつも、この病院は補助金ですね、今まで17億円ですから、15億円から17億円の補助金をもらってやって
いたんですけれども、その補助金の大部分は企業債の返還と利息に使われている、13億円から15億円ですね。そうすると、今後これを切り離して、これは未来永劫に向かつて30年間
払わなければいけないものですから、やはりこれを広域なり、4市の行政側にお任せして、この病院の会計の中に繰り入れない。返さなければいけないものは、どうせ返さなければいけません。
いわけですから。

そういう考え方をひとつ病院側で持って、本当に医業収益の中でどう動くのか。それで、その医業収益の中でもしマイナスになったときには、やはり4市の側をお願いするのではなく、この病院として銀行借り入れなどを起こして、その中で始末する。普通の民間の企業がやっているような考え方で、補助金はもう当てにしないと。補助金についてはもうこれは企業債と利息の返還だと、そういうような割り切り方をして、ひとつ病院の経営というのはこういうあるべきものだ。民間と同じように並んで、そこから、もし困ったら銀行から借りるにしても、翌年その次に返していくと、そういう考え方を持っていたきたいと。僕の考えなんですけれどもね。

そうすると、この病院もすっきり、毎年毎年、15億円もらっていると、それでやっているんだと、そういう考え方が少しきちんとするのではないかと思うものですから、ひとつこれは意見として、今後の課題としてお願いしたいと思います。考え方として、そういうことを持つていただきたいと思います。

それから、やっぱり収入が減った場合に、収入をふやすか、あるいは出るところを制するか、どちらかにあると思います。そういう一端の一つとして、交通事故の場合、この病院はかになり担ぎ込まれます、重傷者が。それが正当に本当なら、損保会社が自費で1点20円でやることになっているんですけれども、まあ、そう簡単に1点20円とやっていないのではないかなという考え方をもちます。

ちなみに、この交通事故の年間の総額をお知らせしてください。教えてください。

<議長>

山崎医事課長。

<医事課長>

入院患者の交通事故のまず件数でございますが、平成19年度は335件、金額でいいますと1億9,600万円でございます。このうち自費で取り扱いしたのが26%でございます。

<議長>

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、今言ったように、交通事故であれば本来なら1点20円取れるところが、26%だけが交通事故になって、あとの七十数%は自費扱いになっていないと。確かに窓口には保険証を持ってくれば、それをやらなければいけないという、何か法律があるみたいなんですけれども、僕のところでは、非常に小さいところなんですけれども、交通事故だって大体年間8,000万円上げますから。そうすると、ここの1億7,000万円というのはいかがなものかと。

非常に重いものを扱っているものですからね。そうすると、それにかけた労力とか何かについて、お医者さんの労力等々がやっぱり正当に評価されない。やはりそれはあくまでも損保会社の問題になるんだから、損保会社と交渉して、やはり自費に組み入れて、そうすれば、この財政も少しはよくなるので、ひとつそれを今後厳しく窓口で、やっぱり自由診療でやるように指導していただきたいと思います。これも要望で結構です。

以上、数点述べましたけれども、ひとつ収入をできれば、どうしたらふやしたらいいのか、それから支出をどうしたら切り詰めるのか。支出を切り詰めるということは、極論すれば従業員の数を減らすことしかないわけですから。余り従業員を減らすことについては手を入れたくないという考え方を今まで持っていたんですけれども、やっぱりやむを得なければしょうがないのではないかというような考え方を持っているものですから、今後ともそういう管理・運営の点でひとつよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

<議長>

ほかにはございませんか。

福原議員。

<11番 福原孝彦議員>

平成19年度君津中央病院企業団病院事業欠損金処理計画（案）について質疑を行います。

医師確保については、関連大学等と交渉して、一部改善は見られるようではありますが、依然として医師数については減少しているということでもありますので、大変な努力をされた数字だとは思いますが、当年度は純損失で1億5,350万円8,126円となっておりますので、4市のほうから多額の負担金を注入しているわけでもあります。この点を配慮して、病院経営について経営コンサルタント等を入れて調査委託をする考えはあるのか、お尋ねをしたいと思います。

<議長>

鶴岡経営企画室長。

＜経営企画室長＞

ご質問の経営コンサルタントですけれども、現在、経営アドバイザーという格好で数年前から入ってもらいまして、経営のアドバイスをいただいているという状況でございます。その中で、7対1の看護配置とか、あるいは医師の確保対策の方策のアドバイスを受けております。

＜議長＞

福原議員。

＜11番 福原孝彦議員＞

アドバイザーを入れているということでありまして、アドバイザーの意見を反映して、このような状況ということでしょうか。

＜議長＞

鶴岡経営企画室長。

＜経営企画室長＞

特にアドバイスをもらってはいますけれども、医師問題に関しては非常に、うちの病院だけではなくて全国的に厳しい状況にある中で、そういう対策室を設けたり、アドバイスをいただいて医師確保対策室を設けたりしております。

何分、いろいろ医師の、先ほどから言っているように、医師減が収入の確保に結びついていない部分がございますので、この辺、これからまた努力していきたいなと思っております。

＜議長＞

福原議員。

＜11番 福原孝彦議員＞

病院経営コンサルタントを入れて、市立病院等で経営が改善された病院とか実例でかなりあるわけですので、その点を踏まえて、そういう方にアドバイザーではなくて、やはりその辺のプロフェッショナルにある程度依頼されたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

そして、皆さんご存じだと思いますけれども、千葉県内の銚子市立総合病院は経営を断念したわけでありまして、あそこの病院も市民の大変重要な病院であったというふう言われ

ております。この君津中央病院においても、4市において大変重要な病院であります。銚子の市立総合病院は経営を断念したわけでありますけれども、この点について企業長はどのように感想をお持ちか、お尋ねをしたいと思います。

<議長>

福山企業長。

<企業長>

私も千葉県下の病院の状況というのをいろいろと伺っております。それから、県のほうの関係者からもいろいろな話を伺っておりますが、現在の銚子の市立病院の状況になった過程といえますか、いろいろあると思います。そういうことで、やはり今回は一応、医師確保対策というところが非常にうまくいかなかったということだと思ひまして、同じようなことが紙一重の病院が千葉県下にたくさん存在すると思います。

ですから、そういうことで、とにかく早目に人の確保をしなければならないということだろ
うと思います。とにかく現在、専門分化した状況になっていますので、医者の数が簡単にそろ
っただけでも思うようにいかない。

特に銚子市立の場合は、精神科の患者さんがたくさんいるわけですね。それを東総地区でど
うやって吸収したらいいかという問題が出てくるわけですが、それを無理しますと、ほかの病
院が今度は医者がどんどん開業して行ってしまうというような状況が起きる可能性が非常に高
い。そういうようないろいろな問題が、ちょっと動きますといろいろな問題が出てくるん
ですね。

そういうことで、なかなか処理の仕方が難しいということで、正直言ひまして、現在に至
った過程が私、細かいこと、わかりませんので、余りとやかく言えませんが、とにかく一つの病
院が非常に動きがとれなくなりますと、周囲の病院がすれすれの線にありますので、非常に危
険な状態が起きてくるということだと思ひます。

何とかいい方向に、とにかく一番大事なのは、市民の皆さんが困らないように、そして患者、特に精神科の病院の患者さんたちが診療してもらえないような状況にならないように、いろいろと私も意見を述べさせていただいておりますけれども、いい状況になることを、ただ期待しております。

<議長>

質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。
討論を省略し、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないと認め、採決いたします。
認定案第1号は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。
認定案第1号 平成19年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を
求めることにつ
いては、原案のとおり認定されました。
続いて、採決いたします。
議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。
議案第1号 未処理欠損金の処理については原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の
一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。
討論を省略し、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。
議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。
議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。
討論を省略し、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。
議案第3号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定につ

いては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 公益法人への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例の

制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。ご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第4号 公益法人への職員派遣等に関する条例の一部を改正する条例の
制定については、

原案のとおり可決されました。

続きまして、報告第1号 平成19年度資金不足比率の報告についてを議題
といたします。

事務局により報告を求めます。

後藤事務局長。

<事務局長>

平成19年度資金不足比率についてご報告させていただきます。

お手元の議案資料の6ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を算

定いたしました。当企業団は、流動負債を流動資産が上回っているため、資金不足はござい

ませんでした。

なお、本件につきましては、監査委員から適切な内容である旨の意見書が提出されておしま

すので、申し添えます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

<議長>

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようでございますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で議案の全部を議了しました。

ここで、閉会に当たり企業長よりあいさつがございます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思いま

す。本日はまだまだ蒸し暑いといいますが、また天候も悪い中を、公私共にお忙しい中を議会の

ためにおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

日ごろ、4市の皆さんには本当に多額の負担金をちょうだいしておりまして、本当に心から

感謝申し上げます。

きょうは認定議案1件と、その他議案4件ですか、お認めいただきまして、本当にありがとうございます。

また、19年度の決算につきまして、監査委員の方々、大変細かくご説明いただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど、袖ヶ浦の福原議員さんからもご質問をいただきましたけれども、本当に、私、千葉県国保の直診協会の副会長もしておりますので、そういう立場からしますと、公立病院が千葉県下であちこちおかしくなるというのは非常に気の詰まるといいますか、大変苦しい思いをいたします。

そういうことで、いつも県に行くたびに、県のほうからもいろいろな意見を求められるんですが、本当に何か地域医療の見通しとといいますか、それが非常にはっきりしないといえますか、非常に矛盾だらけで、何を手にかければいいのかということが非常に難しい問題がございます。

基本的には、やはり医師の不足の問題、看護師の不足の問題、それから診療報酬の改正のたびに診療報酬のマイナス改定と—今回たまたまプラス改正0.38%という話がありますけれども、現実的にはマイナス改定、これは両石井先生よくご存じだと思っておりますが、実質的にはそういうことです。したがって、全国的には患者さんの減少と診療報酬が下がったということで、非常にすべての公・私ともに医療機関は苦しい思いをしていることは事実でございます。

そういう中で今後、地域の皆さんにご不便かけないように、そして公的医療機関としてどういうことをやっていくべきか。例えば不採算部門と称する領域を削ってしまうのか。そのとき、病院の公的医療機関の価値は何なのかとか、そういうことが必ず問題になるわけでございます。

先ほど石井議員から、たまたま今後の病院のあり方というか、方針というか、そういうものを考えたかどうかと、考えていかないといけないのではないかというようなお話がありました。

けれども、確かに、大変多額の負担金をちょうだいして、15億円いただいているわけですが、現在の企業債の返還の問題と、それから看護学校の看護師養成のいろいろ費用とか、合わせて15億円超えている状況です。

したがって、いわゆる3次救急をやっている病院に対して、前は国から約1億円の、とにかく不採算領域に対して努力をしてくださるといことで国がよこしていたんですが、それがいつの間にかさっと消えて、なくなってしまったということで……。そういうことを含めて、非常に診療報酬もどんどん、どんどん減額する。

しかし、医師確保のためには、これは競争の世界なんですね、市場経済原理。特別な医者をお雇うためにはどうしたらいいか。これはやっぱり最後は待遇がよくなってはいけないという、競争世界です。そういう中に、常に戦いの中にいるわけでございます。

しかし、最終的には、本当にこれだけ立派な病院をつくっていただいて、そして4市の皆さんにいろいろな形で満足をしていただかないといけない。何だ、あれだけいい病院をつくったのに、我々の命を保障してくれないのかという議論が必ずどこかで出てくるはずですね。そうということで、いろいろな意味で今後とも4市の皆さんにご理解いただき、またご協力いただきながら、病院をしっかりと守っていきたくて私は心の中で思っております。

ただ、そういうことで、お金の問題と実際の仕事の問題と、いろいろなことが非常に錯綜しておりますので、非常に難しい問題がたくさん出てくるとは思いますが、頑張りたいと思いますし、私も、先ほど患者数の問題が出ましたけれども、4市に対して、私、今、いろいろ出前講座といいますか、市民公開講座という形で、患者数が少しでも、こっちを、病院を向いてくれるように、出向いていこうと思って—私自身、医師確保とか看護師確保に他府県にも飛んでおりますけれども、そういうことをすべてやっていきたいと、こういうふうを考えております。

どうも長々といろいろなことを申し上げましたけれども、なかなか機会ございませんので、
先ほど石井議員からああいうお話が出たものですから、ちょっと便乗してしゃべらせていただ
いたような感じがいたします。

本当にきょうはありがとうございました。

今後ともよろしく願いたします。

<議長>

以上をもちまして本定例会を閉議し、閉会をいたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時58分閉会)